

**令和 4 年度「地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業」
事前着手申請に係る承認を行った場合の補助対象経費の取扱について**

本事業に係る交付決定前に契約締結等の支出負担行為を行い、当該支出負担行為に基づき支出される経費については、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合、補助対象経費とすることができます。なお、事前着手申請は、必ず申請主体又は申請主体となる者が提出してください。

- ア 事前着手申請（様式 12）を提出し、補助対象事業として含めることの承認を受けた事業に係る経費*1 であること
- イ 契約等の支出負担行為が事前着手申請以降、交付決定の日より前になされたもの*2 であること
- ウ 交付決定の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に支出を完了し、その証拠書類を提出すること

*1 補助対象事業への該当性を審査の上、交付決定の日までに承認を行います。審査の結果、補助対象事業に含めることを承認しないこともありますのでご注意ください。また、本事業に採択されない場合、事前着手申請は失効するものとし、その応答を行いません。

*2 交付決定の日以降に支出負担行為を行う場合は、事前着手申請は不要です。